

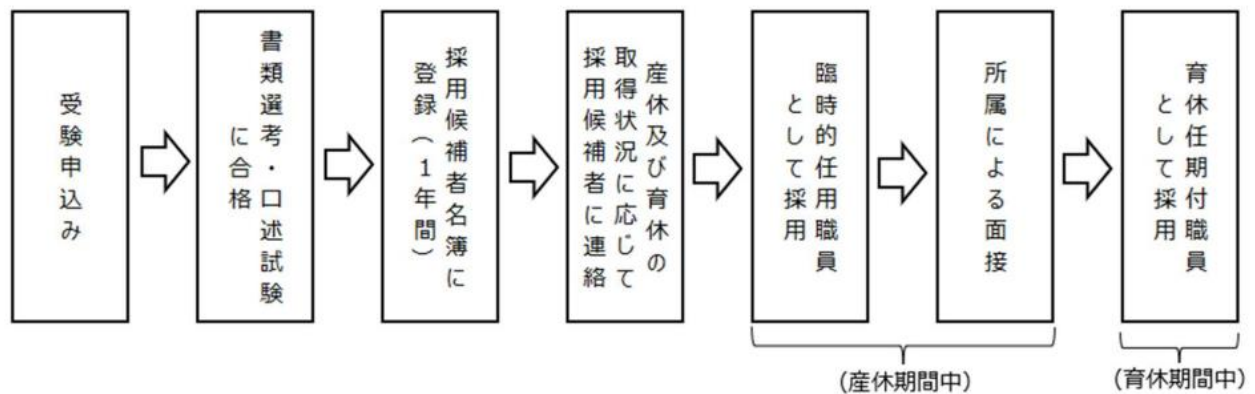
兵庫県産休・育休代替職員（保健医療部健康増進課）登録試験案内

◇受付期間	令和 8 年 9 月 9 日（水）～令和 8 年 9 月 11 日（金）
◇試験日	令和 8 年 9 月中旬（予定）
◇任用期間	令和 8 年 10 月中旬頃～
◇勤務場所	兵庫県保健医療部健康増進課（兵庫県庁第 1 号館 5 階） 住所：神戸市中央区下山手通 5－10－1 ※新庁舎等整備に伴い、年度途中に三宮国際ビル（神戸市中央区浜辺通 2 丁目 1 番 30 号）に移転する予定です。

I 産休・育休代替職員について

- (1) 産休・育休代替職員とは、保健医療部健康増進課において、産休又は育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で正規職員と同様の業務に従事します。
- (2) この試験の合格者は、産休・育休代替職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に登録されます。
- (3) 職員の産休期間中（約 4 ヶ月間）は臨時的任用職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。（育休任期付職員の採用は、各所属による面接に合格する必要があります。）
- (4) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約 2 年 10 ヶ月）。なお、一つの任期は 1 年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて 1 年度毎に任期を更新します。
- (5) 採用は、職員の産休及び育児休業の取得状況に応じて決定するため、合格者ごとに採用時期や任用期間が異なります。
- (6) 職員の産休及び育児休業の取得状況や育休任期付職員採用前に実施される面接の結果によっては、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。
- (7) 採用候補者名簿の有効期間は名簿登録の日から 1 年です。当初の任期終了後も、採用候補者名簿の有効期間中に、新たに産休又は育児休業を取得する職員があった場合には、再度採用される場合があります。
- (8) 採用候補者名簿に登録後、受験申込書に記載していただいた勤務希望地域に従って、受験地域以外の地域からも採用の連絡をさせていただく場合があります。
- (9) 産休・育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

【採用までの流れ】



2 募集職種・登録予定人員・職務内容

職 種	登録予定人員	職 務 内 容
栄養士	1 名	本庁等で行う栄養・食の健康に係る総合的施策の企画及び調整等の業務 等

3 受験資格

- (1) 栄養士免許を有する人
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ア 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項のいずれか（下記）に該当する者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - イ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を理由とするもの以外)

4 申込方法

- (1) 申込方法
 - ア 受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「産休・育休代替職員登録試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで持参または郵送してください（締切日必着）。
 - （受験申込書はA 4 縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。）
 - イ 試験日時や会場等の案内を電話または電子メールで行いますので、受験申込書に PDF 文書が受信可能な E-mail アドレスを必ず記載してください。
- (2) 申込先・問い合わせ先

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 -10- 1
 兵庫県保健医療部健康増進課（兵庫県庁第 1 号館 5 階）
 TEL 078-341-7711（代）（内線 73807）

5 選考試験方法

(1) 選考方法

応募書類及び面接試験による選考

<面接試験>

責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。（25分程度）

(2) 面接試験日

令和8年9月中旬（予定）

※面接試験は応募書類による審査を通過した方に実施します。

試験日時等は、別途、申込者と調整します。

(3) 試験会場

兵庫県庁内または県庁周辺の会議室

（面接日時とあわせて対象者に通知します）

6 合格発表

令和8年9月下旬頃に電話または電子メールで通知します。

7 任用期間

(1) 臨時的任用職員

令和8年10月中旬頃～約4ヶ月間

(2) 育休任期付職員

職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。

なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。

8 勤務条件等

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

給料は、行政職1級の給料表が適用されます。

区 分	月 額
高校卒	226,129 円（給料月額 206,700 円、地域手当 19,429 円[9.4%]※1）～ ※2
大学卒	259,934 円（給料月額 237,600 円、地域手当 22,334 円[9.4%]※1）～ ※2
上 限	293,520 円（給料月額 268,300 円、地域手当 25,220 円[9.4%]※1）

※1 地域手当の額は、勤務地域により異なります。

支給割合は給料月額の9.4%～4.4%です。（神戸市内は9.4%）

※2 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります。

※3 給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、給料月額の個別照会には応じられませんのでご注意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※給与改定によって手当額等が変わることがあります。

(3) 勤務時間

週 38 時間 45 分（7 時間 45 分 × 週 5 日）

(4) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 20 日間となります(引き続き更新された場合、繰り越されます)。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給/無給）の適用があります。

(5) そ の 他

- ・ 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ・ 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。